

住民監査請求の勧告に基づき市長が講じた措置について

住民監査請求に係る勧告に基づく措置について、令和7年9月30日に市長から監査委員に通知がありましたので、講じられた措置の内容を地方自治法第242条に基づき公表します。

女性支援事業の補助金に関するもの

経過

- 令和7年5月13日 職員措置請求書受付
令和7年7月10日 監査委員会議にて監査結果決定（勧告）
令和7年7月15日 監査結果公表（記者発表）
令和7年9月30日 市長から監査委員に措置を講じた旨の通知

勧告に基づき市長が講じた措置

別紙のとおり

【参考】

勧告の内容

- 市長に対し、次に掲げる措置を講じることを勧告しました。
- (1) 令和7年9月30日までに、令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金（交付額1,450,000円）について、本件事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものとすること。
(2) 調査の結果、本件事業として不適切と認められる補助金の交付がある場合には、返還請求等の損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

勧告に併せて付された意見の内容

- (1) 自らが保有する建物を使用した際の経費を補助対象経費として認める場合には、経費として認める費用の考え方（例えば、面積按分などに応じた減価償却費、光熱水費等を根拠とするなど）や算定方法を事前に定めたうえで対象団体に説明及び共有し、客観的に説明できるような経費（原価）を算定すべきです。
(2) 人件費などの本件事業の実施に必要な経費とそれ以外の経費について明確に区分することが困難な経費については、按分の考え方や算定方法を事前に定め、対象団体に説明及び共有し、業務量や業務時間の確認方法や記録を残すなど、客観的かつ合理的な説明ができるようにすべきです。
(3) 決算報告書に添付して所管局に提出する領収書等について、記載内容から補助対象経費を支払ったものであるのか、また、本件団体に宛てられた領収書なのかなどが不明瞭であるものが数点見受けられました。そのような場合は、要綱等に定める書類の提出を受けたと判断することは難しいと考えます。仮に、適切な領収書の添付が困難である場合、複数の書類（例えば支払った金額が確認できる書類と納品書など）を組み合わせるなども含め、支払いの事実を客観的に証明できる書類の提出を受けるとともに、決裁文書にも補助対象経費として認めた経過等を示して、保存された文書から当時の判断等を確認できるようにすべきです。補助対象経費の使途について市民への説明責任を果たせるよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。
(4) 配布用の印刷物等の成果物及び消耗品等の購入物について、職員が現地にて確認するという対応が行われていたところ、上記(3)のような書類による確認が困難である場合に現地で確認するなどの手段で補うことも有効であると認められますかが、確認に際しては確認方法や確認日等の記録を残すなど、客観的な説明ができるようになっていることがより望ましいと考えます。

※ 監査結果公表文（令和7年7月15日公表）については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka-ju.files/20250513.pdf>



【参考】地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 (1～8省略)

9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10～11 省略

お問合せ先

| | |
|------------------------------|-------------------------|
| (住民監査請求制度に関すること) 監査事務局監査管理課長 | 佐藤 やよい Tel 045-671-3354 |
| (措置に関すること) こども青少年局こどもの権利擁護課長 | 足立 篤彦 Tel 045-671-4208 |

こ 権 第 2627 号
令和 7 年 9 月 30 日

横浜市監査委員 酒井 良清 様
同 高品 彰 様
同 前田 一 様
同 瀬之間 康浩 様
同 麓 理恵 様

横浜市長 山中竹春



住民監査請求（女性支援事業の補助金に関するもの）に係る
勧告に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 7 月 11 日 監監第 397 号 で 通知されました 勧告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

担当 こども青少年局こどもの権利擁護課 足立、竹内
電 話 671-4288
メール kd-kenriyogo@city.yokohama.lg.jp

住民監査請求の監査結果（勧告）に基づく措置

1 監査結果（勧告の内容）

令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金の支出のうち、使用料及び賃借料（アウトリーチ支援部屋代）全部を補助対象経費としたことはその根拠を欠き不当であるとの判断のもと、次に掲げる措置を講じることについて勧告を受けています。

- (1) 令和7年9月30日までに、令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金（交付額1,450,000円）について、本件事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものとすること。
- (2) 調査の結果、本件事業として不適切と認められる補助金の交付がある場合には、返還請求等の損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

2 勧告に基づき講じた措置

(1) 本件事業の実施に必要な経費の実績額の再調査及び特定

当該補助金に係る対象経費の算定を客観的に検証可能なものとするため、対象経費の基本的な考え方や点検ポイント、実績額の確定のために必要な書類などを一覧にしたチェックリストを作成し、補助対象団体に説明のうえ共有しました。

このチェックリストに基づき、令和5年度補助金の再調査及び特定を行い、令和7年9月30日付で補助金交付額確定（再確定）を通知しました。

なお、チェックリストに記載した対象経費の基本的な考え方等は、次のとおりです。

ア アウトリーチ支援部屋代（自らが保有する建物を使用する場合の経費（原価）の算定）

アウトリーチ支援のために補助対象団体が自らの施設を使用する場合、チェックリストの「会議費」及び「使用料及び賃借料」の説明において、原則対象外となることを明記しました。ただし、施設を使用する際に発生する費用（光熱水費、建物の維持管理に必要な費用（清掃委託料等）等）のうち、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱で補助対象経費として指定している費目については、使用面積及び使用時間で按分した費用について補助を行うこととしました。

再調査の結果、施設を使用する際に発生する費用は、補助対象団体が補助対象事業費として計上しなかつたことから、0円となりました。

イ 明確に区分することが困難な経費の対応

人件費などの本件事業の実施に必要な経費とそれ以外の経費について明確に区分することが困難な経費について、按分の考え方や算定方法、従事時間等の確認方法をチェックリストに明記しました。

ウ 適切な領収書の添付が困難な場合の対応

チェックリストに、「購入した物品や数量、用途、納品日、金額を確認できる資料が整備されて

いるか」の項目を設け、領収書以外に支払いの事実を客観的に証明できる書類に備えるべき具体的内容を明示しました。また、本市チェック欄を設けることで、補助対象団体からの書類によらず、現地確認等により支払いの事実を確認する場合に本市として記録を残すこととしました。

エ 配布用の印刷物等の成果物及び消耗品等の購入物を現地確認する場合の対応

チェックリストの本市チェック欄を活用し、本市として記録を残すこととしました。

(2) 損害の補填に向けた適切な対応

補助対象団体に対し、交付額（1,450,000円）と再調査後の確定額（1,376,704円）の差額である73,296円について、令和7年10月31日までの返還を請求します。

(3) 再発防止に向けた実効性のある具体的な対応

勧告を受けて作成したチェックリストについては、令和6年度分以降の若年女性支援モデル事業補助金に係る交付事務においても活用していきます。

なお、令和6年度補助金については令和7年10月17日を期限として、実績額の再調査を補助交付団体に依頼しています。その後、所管課において提出書類等を審査し、実績額を確定のうえ、必要な場合には、補助金の返還を請求していきます。